

揭示事項（介護予防）福祉用具貸与

運営規程の概要

フリガナ	〇〇〇〇サービスフクシヨウグセンター								サービスの種類	(介護予防)福祉用具貸与	
事業所名	〇〇〇〇サービス福祉用具センター								事業所番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
所在地	〒000-0000 新潟市中央区新光町〇〇番地△△								フリガナ	ニイガタ ハナコ	
									管理者	新潟 花子	
連絡先	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇							FAX番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間の休日	年末年始(12月31日~1月3日) お盆(8月13日~8月15日)	
	休	〇	〇	〇	〇	〇	休	休			
営業時間	平日	8:30~17:30								備考	
	土曜日	-									
	日曜・祝日	-									
利用料	法定代理受領分				厚生労働大臣が告示する基準に従って事業者が定める金額の利用者負担分						
	法定代理受領分以外				厚生労働大臣が告示する基準に従って事業者が定める金額						
その他の費用	特別に必要となる搬出入費実費										
通常の事業の実施地域	新潟市、新発田市、五泉市、三条市、聖籠町										
	備考										

従業員の勤務体制

職種	員数	
	常勤	非常勤
福祉用具専門相談員	2	1

秘密の保持

- 当事業所の従業員は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業所は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業所の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を利用する場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を利用する場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

事故発生時の対応

- 当事業所は、利用者に対する指定福祉用具貸与等の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所は、利用者に対する指定福祉用具貸与等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

○ 当事業所は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

福祉用具の種目及び利用料その他の費用の額

①当事業所が取り扱う指定福祉用具等の種目は以下のとおりです。

【取り扱う特定福祉用具等の種類】

	車いす
	車いす付属品
	特殊寝台
	特殊寝台付属品
	床ずれ防止用具
	体位変換器
	手すり
	スロープ
	歩行器
	歩行補助つえ
	認知症老人徘徊感知機器
	移動用リフト
	自動排泄処理装置

②当事業所が取り扱う指定福祉用具等の額は、事業所内に備え付けられている目録に記載された額のとおりです。

③以下の事由に該当する場合は、別途その費用をご負担いただきます。

搬入費用	指定福祉用具等の搬入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合など、特別な措置が必要な場合は、その実費を負担していただきます。
------	--

苦情処理の体制

……別紙のとおり

(「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」を併せて掲示する)